

多摩平一丁目 9 番地地区地区まちづくり協議会の認定について

地区まちづくり協議会の認定（条例第 17 条）

- （１） 構成員が地区住民等であること。
- （２） 地区まちづくり協議会を設立することについて同意する者が地区の一部に偏ることなく、地区住民等のおおむね 10 分の 1 以上であること。
- （３） 地区住民等の自発的参加の機会が保障されていること。
- （４） 団体の目的及び活動の方針が基本理念に即していること。
- （５） 重要な意思決定に参画する権利を構成員に保障する規約等を有し、かつ、代表者の定めのあること。
- （６） 規則で定める対象地区面積に適合していること。

※施行規則第 8 条：規則で定める面積は、おおむね 3,000 平方メートル以上とする。

- （１） 構成員が地区住民等であること。

- ・ 構成員 ： 31 人
- ・ 地区住民等について：構成員名簿にて確認

→ 「該当」

- （２） 地区まちづくり協議会を設立することについて同意する者が地区の一部に偏ることなく、地区住民等のおおむね 10 分の 1 以上であること。

- ・ 同意する者 ： 63 名
- ・ 区域内の権利者数：154 名
- ・ 同意率 ： $63 / 154 = 40.9\% > 10\%$
- ・ 同意する者の地区内の分布：一部地区への偏りはない

→ 「該当」

第一富士マンション：10 名、第二富士マンション：12 名

多摩平マンション：6 名、コニファーコート豊田ビジュア：3 名、西友：0 名

- （３） 地区住民等の自発的参加の機会が保障されていること。

- ・ 会則上の記載事項：第 5 条（３）地区住民等に対し、報告会の開催やまちづくりニュースの発行等により情報提供や、意見の収集、協議会への参加の呼びかけ等を行い、まちづくり意識の高揚を図る。
- ・ 準備会での活動：まちづくりニュースの発行等により、地区住民等に周知を行っている。

→ 「該当」

(4) 団体の目的及び活動の方針が基本理念に即していること。

- 団体の目的：旧耐震マンションや高経年建物を含む多摩平一丁目9番地地区の課題や将来像について共有化を図り、協働するメリットを活かし実現性の高いまちづくりを検討する。
- 活動の方針：1) まちの将来像の検討を行う
 - 地区にふさわしい建物や景観についての意識共有を図る
 - 街区単位でのまちづくりについての検討を行う
 - 建替えや街並み形成及び手法の検討を行う
 - 地区住民等が安心して住みつづけられる方策について検討を測る2) 地区まちづくり計画案の策定及び日野市長への提案を行う
- 3) 地区住民等への情報周知及び意向聴取を行う
- 4) 地区まちづくり計画に基づく活動の実施を行う

→「該当」

(5) 重要な意思決定に参画する権利を構成員に保障する規約等を有し、かつ、代表者の定めのあること。

- 会則上の記載事項：第8条第6項：総会での議決事項は以下の事項とし、(1)～(4)にあげる事項の議決は、本条5項の出席者及び議決権行使書の過半数によって決するものとする。
 - (1) 地区まちづくり計画の策定及び日野市長への提案に関すること
 - (2) 会則の変更に關すること
 - (3) 役員の選任に關すること
 - (4) そのほか、協議会の運営上において重要な事項に關すること
- 代表者の定め：岡村洋子（構成員）

→「該当」

(6) 規則で定める対象地区面積に適合していること。

※施行規則第8条：規則で定める面積は、おおむね3,000平方メートル以上とする。

- 対象地区面積：約1.0ha

→「該当」

以上のとおり、条例第17条第1項に規定するいずれにも該当するため、

「多摩平一丁目9番地地区地区まちづくり協議会」の認定を行う